

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

1. 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されるものです。

「介護予防・生活支援サービス事業」は基本チェックリストで生活機能の低下が認められ、事業対象に該当された方及び、要支援認定を受けた方が利用できます。

「一般介護予防事業」は65歳以上のすべての方が利用できます。

2. 基本チェックリストとは

25項目からなる生活状況等についての簡易な質問に「はい」、「いいえ」で答え、その回答結果で事業対象に該当するかどうかを判定するものです。通常1か月を要する要介護・要支援認定の手続きより早く結果が出るため、認定申請手続きをするよりも簡易で迅速にサービスを利用することができ、介護予防に取り組むことができます。

3. 事業対象とは

総合事業の利用を目的とした、基本チェックリストによる判定区分です。「事業対象」に該当すると、いきいきサポートセンターで介護予防ケアプラン（自立した日常生活を送れるようになるための計画）の作成を依頼することができます。その後、心身や生活の状況と必要性に基づき作成された計画により、「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」や「通所型サービス」が利用できるようになります。

【問合せ】

各いきいきサポートセンター
(地域包括支援センター)

連絡先については1～2ページ
をご参照ください。

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523
FAX 50-8412

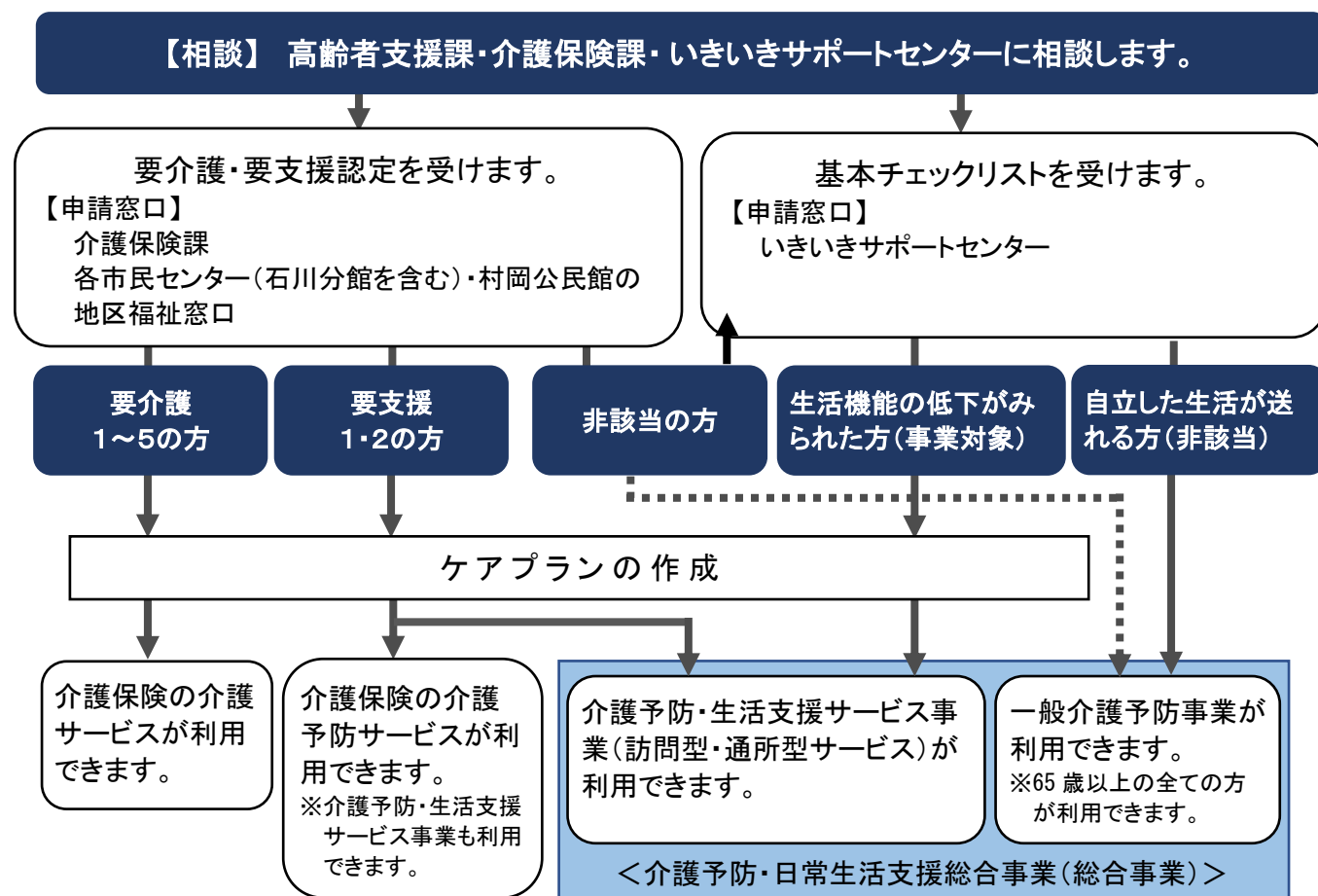
介護保険

介護保険制度は、本人や家族が抱えている介護の不安や負担を解消するため、皆様に負担していただいた保険料等を基に運営する社会保険制度です。

1. サービスを利用するには

65歳以上の方が介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援認定申請をし、認定を受けるか、基本チェックリストを受け、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の事業対象に該当することが必要です。

利用までの流れ(65歳以上の方)



※40歳から64歳までの方で、加齢との関係が認められる16の特定疾病で介護を必要とされる方は要介護・要支援認定申請をし、認定を受けることが必要です。基本チェックリストは受けられません。

※「要介護1～5」と認定された方で、居宅でサービスを利用する方は、居宅介護支援事業者等のケアマネジャーに依頼し、ケアプランを作成して、サービスを利用します。また、施設サービスを利用する方は、入所を希望する施設へ直接申込みます。

※「要支援1・2」と認定された方、または「事業対象」に該当した方はお住まいの地区を担当するいきいきサポートセンター等に依頼し、介護予防ケアプラン等を作成して、サービスを利用します。

利用者負担

サービスを利用した場合は、1割、2割または3割相当額が利用者の自己負担になります。

※利用するサービスによっては、利用者負担額(1割、2割または3割相当額)のほか、食費や居住費等が別途かかる場合があります。

2.利用できるサービス

※ 詳細は、介護保険パンフレット「あなたと歩む介護保険」をご参照ください。

◆自宅で利用するサービス

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
訪問介護 <ホームヘルプ>	×	×	○	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの介護や、調理・掃除・洗濯などの日常生活の支援を行います。
介護予防訪問型サービス (総合事業) <ホームヘルプ>	○	○	×	
訪問型サービス A (総合事業) <ホームヘルプ>	○	○	×	ホームヘルパーなどの資格を有さない、一定の研修を修了した方などが掃除・調理・買い物などの生活援助サービスの一部を行います。
訪問型サービス C (総合事業)	○	○	×	保健・医療の専門職による居宅での相談指導等、短期間(3か月~6か月)の集中的な支援を行います。
訪問入浴介護	×	○	○	移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴の介助をします。
訪問看護	×	○	○	看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話などを行います。
訪問リハビリテーション	×	○	○	理学療法士などが自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	×	○	○	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。
夜間対応型訪問介護	×	×	○	夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、日常生活の世話を行います。
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	×	×	○	訪問介護と訪問看護が連携しながら、日中・夜間の定期巡回と随時の対応を行います。

◆自宅から施設に通いで利用するサービス、または施設に宿泊して利用するサービス

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
通所介護 <デイサービス>	×	×	○	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話を受けます。
地域密着型通所介護	×	×	○	
介護予防通所型サービス(総合事業) <デイサービス>	○	○	×	
通所リハビリテーション<デイケア>	×	○	○	日帰りで施設などに通い、理学療法士などによるリハビリテーションを受けます。
短期入所生活介護 <ショートステイ>	×	○	○	施設などに短期入所し、日常生活の世話や機能訓練を受けます。
短期入所療養介護 <ショートステイ>	×	○	○	施設などに短期入所し、必要な医療や日常生活の世話を受けます。
認知症対応型通所介護	×	○	○	認知症の人が日帰りでデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話を受けます。
小規模多機能型居宅介護	×	○	○	通いサービスを中心として、自宅への訪問やショートステイなどを組み合わせたサービスを受けます。
看護小規模多機能型居宅介護	×	×	○	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能が1つとなったサービスを受けます。

◆生活環境を変えるためのサービス

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
福祉用具貸与	×	○	○	日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービスです。
福祉用具購入費の支給	×	○	○	ポータブルトイレ、入浴補助用具、歩行器及び杖など特定福祉用具の購入費の一部を支給します。
住宅改修費の支給	×	○	○	在宅での生活を続けられるように、介護保険対象の住宅改修をした際に、改修費用の一部を支給します。

◆生活の場を自宅から移して利用するサービス(施設等へ入所)

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
介護老人福祉施設 <特別養護老人ホーム>	×	×	○ 原則要 介護3 以上	常時介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所する施設です。
介護老人保健施設	×	×	○	リハビリテーションなどの医療サービスを必要とする人が入所し、自宅への復帰を目指す施設です。
介護医療院	×	×	○	日常的な医学管理、看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を必要とする人が入所する施設です。
特定施設入居者生活介護	×	○	○	有料老人ホームなどに入所し、日常生活の世話などを受けます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	×	×	○ 要介護 3以上	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。
認知症対応型共同生活介護 <グループホーム>	×	○ 要支援 2以上	○	認知症の人が共同生活しながら、日常生活上の世話などを受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	×	×	○	有料老人ホームなどのうち、入居定員が29人以下の施設に入居し、日常の世話などを受けます。

【問合せ】

介護保険課 (総務・給付担当)	市役所本庁舎2階	☎ 50-8276 FAX 50-8443
--------------------	----------	--------------------------

高齢者支援課	市役所本庁舎2階	☎ 50-3523 FAX 50-8412
--------	----------	--------------------------

介護予防

1.65歳からの健康づくり(一般介護予防)

介護予防事業は、介護が必要な状態にならないよう、住み慣れた地域の中で、早い段階から健康づくりを支援していく事業です。65歳からの健康づくりに必要な運動、お口の健康づくり、低栄養の予防、認知機能の向上などのテーマに沿った講座等を実施しています。

【対象者】65歳以上のすべての方

転倒予防に関する講座	転倒しやすくなった方、転倒に対する不安がある方を対象に、予防の運動等を行う講座です。 講座の内容や日程については、「広報ふじさわ」または高齢者支援課へお問い合わせください。
地域団体への講師派遣	健康づくりや介護予防に関心のある人（おおむね10人以上）を対象に、専門職を派遣し、お口の健康や低栄養の予防、ロコモティブシンドロームの予防、フレイル予防等健康講座を行います。 (講師の調整があるため、実施希望時期の3か月前を目安にご相談ください。)
いきいき運動グループ (介護予防運動自主活動団体)	住民が身近な公園などで自主的に体操等を行っている団体で、令和5年12月現在37団体が活動しています。 どなたでも参加することができますので、日時や場所については高齢者支援課にお問い合わせください。
地域の縁側(介護予防特化型)	高齢者のフレイル予防を推進するため介護予防の拠点として、運動を主体としたプログラムを実施しています。
	わいわい善行 (善行 1-26-5) ☎ (84) 2422 地域の縁側 亀吉 (鵜沼海岸 7-20-21) ☎ (34) 8550
個別運動サポート	個別の運動相談です。健康運動指導士等の専門職が個人の体力やからだの状態に合わせた運動を提案します。
介護予防教室	運動器機能向上に関するバランス・筋力アップのための体操、認知症予防のためのコグニサイズ、健口体操等の様々な内容のプログラムを実施しています。

☆1 ロコモティブシンドロームとは、「加齢に伴う筋肉低下や関節等の病気
運動器の機能が弱まった状態(通称:ロコモ)」

☆2 フレイルとは、「筋力・認知機能・社会とのつながりなどの低下した状態」

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523
FAX 50-8412

各いきいきサポートセンター
(地域包括支援センター)

連絡先については1~2ページ
をご参照ください。

在宅生活サービス

介護保険の認定が非該当の方、介護予防・日常支援総合事業（総合事業）における「事業対象」区分が非該当の方、認定を受けていない方が受けられるサービス

1.ホームヘルパーの派遣

日常生活において、掃除・洗濯・買い物・調理等、主に家事援助を必要とする方に週1回程度、ホームヘルパーを派遣します。

【対象者】 介護保険の要支援・要介護の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の基本チェックリストが非該当の65歳以上の在宅で生活をし、日常生活において主に家事援助が必要であると認められる方

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を訪問し、確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

【費用】 1回1時間の家事援助の利用料金は310円

※生活保護利用世帯の方は免除

【申込み】 「福祉サービス利用(変更)申請書」と必要書類を在宅福祉サービスセンターに提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書はホームページからもダウンロードできます

【問合せ】

在宅福祉
サービスセンター

市役所分庁舎1階

☎ 50-3524
FAX 24-4169

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571
FAX 50-8412

介護保険の認定に関わらず受けられるサービス

2.高齢者はり・きゅう・マッサージ利用券

高齢者の健康増進と介護予防を図るため、市が指定したはり・きゅう・マッサージ施術所で利用できる利用券を交付します。

【対象者】 藤沢市に住民登録のある70歳以上の方(当該年度中に70歳を迎える方を含む)

【交付枚数】 1人あたり3枚

【利用方法】 1回の施術に対し、1枚の利用券を施術所に提出してください。

利用券1枚で、1回3,000円分の施術が自己負担なく受けられます。

【利用施設】 ○市指定はり・きゅう・マッサージ施術所

○いきいきシニアセンター3か所(マッサージ室利用のみ)

○秋葉台文化体育館内マッサージ室

【申込み】 70歳の誕生日を迎えられる前年度に、申請のご案内をお送りしています。

申請を希望される方は、申請書に必要事項をご記入いただき、返信してください。

また、70歳以上で申請がお済みでない方は、随時受付をしておりますので、ご希望の場合、高齢者支援課へご連絡ください。申請書を改めてお送りします。

高齢者支援課、各市民センター(石川分館含む)、村岡公民館の地区福祉窓口でも受付しております。

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571
FAX 50-8412

3.一声ふれあい収集

生活ごみ(大型ごみ・特別大型ごみを除く)・資源を集積場所まで持ち出すことが困難で家族等の協力が得られない世帯を対象に、市職員が安否確認の一声を掛けながら週1回、収集します。

【対象者】 (1) 日常、介助または介護を必要とする高齢者(概ね65歳以上)のみの世帯

(2) 障がい者(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人)のみの世帯

(3) 上記1・2で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯

(4) その他、市長が特に必要であると認めた世帯

【申込み】 申請書を次の①~④いずれかの窓口へ提出してください。

① 高齢者支援課

② 障がい者支援課(65歳未満の障がい手帳取得者に限る)

③ 生活援護課(生活保護受給者に限る)

④ 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【問合せ】

環境事業センター

遠藤2023-17

☎ 87-3912

4.緊急通報サービス

日常生活上注意を要する高齢者を対象に、緊急通報装置を貸与し、日常の相談を受け不安を解消するとともに、人感センサーにより日常的な安否確認を行います。

【対象者】 本市に住所を有し、かつ市内に居住する高齢者等で、次のいずれかに該当する方
(1)原則65歳以上の在宅生活をするうえで常時注意を要する方で、ひとり暮らしや原則65歳以上の方のみの世帯に属する方。

(2)同居者の就労により(1)に準ずるものと認められる方。ただし、同居または近隣に居住する親族が緊急時に適切な対応ができる状況にある方は除きます。

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

【利用条件】 固定電話回線を利用するため、固定電話回線への加入が必要となります。

【費用】 月額250円

サービス利用開始に伴う緊急通報装置の設置および保守等に係る費用は市が負担します。それ以外の費用については、自己負担となります。また、緊急通報装置設置後に発生する費用については、自己負担となります。

【申込み】 「福祉サービス利用(変更)申請書」と必要書類を次の①または②の窓口に提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書類はホームページからダウンロードができます。

① 在宅福祉サービスセンター

② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【問合せ】

在宅福祉
サービスセンター

市役所分庁舎1階

☎ 50-3524
FAX 24-4169

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571
FAX 50-8412

5.一時入所サービス

家族の急病等で一時的に高齢者の介護ができない時や、ひとり暮らしの方で在宅での生活が一時的に困難となった時などに、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームへ、必要と認められた期間一時入所することができます。

【対象者】 65歳以上の方で、介護者の病気、出張、冠婚葬祭等社会的な理由により家庭での養護または介護が一時的に困難となった方や、身体的・精神的な理由により、一時的に養護または介護が必要な状態となった方

【費用】 (1)養護老人ホームの場合

1日につき、1,320円（滞在費500円+食費820円）

※ただし生活保護受給者は820円（滞在費無料、食費820円）

(2)特別養護老人ホームの場合

介護保険制度自己負担額に準じる

【申込み】 「福祉サービス利用(変更)申請書」および所定の健康診断書と必要書類を次の①または②の窓口に提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合わせください。)

① 高齢者支援課

② 在宅福祉サービスセンター

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523
FAX 50-8412

6.認知症等行方不明 SOS ネットワーク

高齢者等を介護している家族の方が事前に対象となる方の情報を登録し、行方不明となった際に警察等の関係機関が連携して捜索し、早期保護を図ります。

また、登録された方に、衣類や持ち物に貼り付けることができる二次元コード付きの見守りシールを交付します。行方不明となった登録者が保護された際に、発見者が携帯電話で二次元コードを読み取り、表示される市や警察等の電話番号に連絡することで、早期発見・保護につながります。

【対象者】 40歳以上の在宅で生活する方で、認知症等により行方不明歴のある方、または行方不明となる可能性のある方
※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

【費用】 登録料・見守りシール交付料：無料
特別養護老人ホームで一時保護をした場合にかかる費用は有料となります。

【申込み】 「福祉サービス利用(変更)申請書」と「認知症等行方不明 SOS ネットワーク登録届」を次の①または②の窓口へ提出してください。(登録届には、本人の顔写真と全身写真の貼付が必要です。事業内容や、その他不明な点につきましては、事前にお問合せください。)

※申請書類はホームページからダウンロードができます。

- ① 在宅福祉サービスセンター
- ② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【問合せ】

在宅福祉
サービスセンター

市役所分庁舎1階

☎ 50-3524
FAX 24-4169

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571
FAX 50-8412

7.図書館宅配サービス

図書館宅配サービスボランティアが図書館資料をお届け・回収します。

宅配日	毎月第2・4水曜日または木曜日 宅配時間はボランティアとの調整で、事前に決定いたします
借りられる資料	本・雑誌……………1人10冊、1か月
	CD・カセットテープ…1人5点、2週間
	ビデオテープ・DVD…1人2点、2週間

【対象者】 市内在住の、障がいのある方や高齢の方(65歳以上)で、
ひとりで図書館・図書室に来館・来室することが困難な方

【費用】 無料

【申込み】 電話・ファクシミリでの申込後、職員が面談に伺います。

【申込み・問合せ】



総合市民図書館

湘南台7-18-2

☎ 43-1111
FAX 46-1130

南市民図書館

南藤沢21-1
ODAKYU湘南GATE6階

☎ 27-1044
FAX 27-1045

辻堂市民図書館

辻堂2-15-8

☎ 35-0028
FAX 36-5186

湘南大庭市民図書館

大庭5406-4

☎ 86-1666
FAX 86-1441

介護保険の認定を受けている方が受けられるサービス

8.寝具乾燥消毒サービス



掛け布団や敷布団などの寝具類を指定事業者が利用者宅を訪問し、回収したうえで、丸洗い・乾燥・消毒を行います。

【対象者及び利用回数】

65歳以上の在宅で生活する方で布団干し等が困難な介護保険で要支援1・2、要介護1から5の認定を受けている方

(1) 本人が属する世帯の市民税が非課税の方は年間8回(4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月)

(2) 本人が属する世帯の市民税が課税の方は年間4回(4月、7月、10月、1月)

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

※感染症等にかかれ、他のご利用者への影響が考えられる場合、サービスを一時中止させていただくことがあります。

【費用】 無料

【申込み】 「福祉サービス利用(変更)申請書」を次の①または②の窓口提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書類はホームページからダウンロードができます。

① 在宅福祉サービスセンター

② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【問合せ】

在宅福祉
サービスセンター

市役所分庁舎1階

☎ 50-3524
FAX 24-4169

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571
FAX 50-8412

9.水道料金の減免

次の要件に該当する方と同居している世帯では、水道料金が減免されます。

【対象者】 要介護状態区分が要介護4または要介護5の方
※減免対象者が長期に入院や施設入所されている場合は、減免の申請ができませんので、退院や退所された後に、申請を行ってください。

【減免額】 水道基本料金及び基本料金に係る消費税相当額

【申請手続に必要なもの】

介護保険被保険者証

※水道の利用者や住所及び減免理由(対象者、要件等)に変更があった場合は、改めて申請が必要となりますので、すみやかに(なるべく変更のあった当月内)にお手続きください。

【申請方法】 水道料金の減免申請は次の3つの方法がございます。

① パソコン又はスマートフォンからの電子申請

詳しくは、下記の県営水道のホームページをご覧ください。

県営水道のホームページ
「水道料金の減免制度」

神奈川県 水道料金減免制度 で検索



もしくは右の二次元コードからでもご覧いただけます。

② 窓口での申請

(藤沢水道営業所と藤沢市役所下水道総務課のどちらでも申請できます。)

③ 郵送による申請

【申請窓口・お問合せ先】

藤沢水道営業所

鵜沼石上2-6-1

☎ 27-1211
FAX 25-2079

下水道総務課

市役所分庁舎5階

☎ 50-8246
FAX 50-8388

10.紙おむつの支給

在宅で常時おむつを必要とする方に、月1回紙おむつを支給し、本人及び介護者の身体的、経済的な負担を軽減します。

- 【対象者】 本市に住所を有し、かつ市内に居住する在宅高齢者等で、日常的に紙おむつを使用している次のいずれかに該当する方
- (1) 介護保険で要介護4または5の認定を受けている40歳以上の方で、本人の合計所得金額が400万円未満の方
 - (2) 介護保険で要支援1から要介護3までの認定を受けている65歳以上の方で、市民税非課税世帯に属する方

※生活保護受給世帯の方、中国残留邦人で支援給付を受けている方は対象外となります。

※サービス利用にあたっては、対象となる方の状況等を確認し、利用決定します。
なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

- 【費用】 ①注文金額4,000円以下の場合→当該利用金額の1割
②注文金額4,001円以上の場合→当該4,000円を超える額に400円を加えた額

- 【申込み】 「福祉サービス利用(変更)申請書」と必要書類を次の①または②の窓口提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書類はホームページからダウンロードができます。

- ① 在宅福祉サービスセンター
- ② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【申込み・問合せ】

在宅福祉 サービスセンター	市役所分庁舎1階	☎ 50-3524 FAX 24-4169
高齢者支援課	市役所本庁舎2階	☎ 50-3571 FAX 50-8412

※紙おむつ(ペットのおむつは不可)は透明または半透明の袋に入れ、可燃ごみとして出してください。無料で収集します。

※商品や制度内容が変更となる場合があります。

藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳登録者等が受けられるサービス

11.藤沢市訪問理美容サービス



理容師、美容師がご自宅を訪問して、頭髪のカットを提供します。(年2回)

【対象者】 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に当該年4月1日に登録されている方
又は、要介護3以上の方(車椅子等で座位が保てる方)
なお、介助が必要な場合は付添人を付けること。

※但し、予算が上限に達した場合は、募集を終了とさせていただきます。

【費用】 無料

【申込み】 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に登録されている方、又は、前年度サービスを受けていた方には申請書を高齢者支援課から4月下旬頃に発送します。

※上記に該当しない要介護3以上の方については、高齢者支援課に直接お問い合わせください。

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571
FAX 50-8412

12.藤沢市福祉タクシー利用券



在宅でねたきりの高齢者の方に、通院等の際に利用する

「福祉タクシー」の利用券を交付し、料金の一部を助成します。

【対象者】 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に登録されている方

【給付額】 1月3,600円分、年間最大43,200円分の利用券を交付します。

【利用方法】 1回の乗車につき2,400円分までご利用いただけます。請求金額を超えて支払うことができませんので、不足が生じる場合は現金等でお支払いください。

【申込み】 ① 高齢者支援課

② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571
FAX 50-8412

☞ 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳とは

藤沢市に住民登録があり、在宅で6か月以上食事、用便、寝起き等日常生活の大半を介護によらなければならない状態が継続している65歳以上の方を対象に、民生委員・児童委員が訪問調査した結果、要件に当てはまると登録ができるものです。登録したい方は、ご自分の地区の民生委員・児童委員、もしくは高齢者支援課までお問い合わせください。